

勝山市建築物耐震改修促進計画

平成 20 年 6 月策定

平成 28 年 4 月改定

令和 3 年 3 月改定



福井県勝山市

勝山市建築物耐震改修促進計画

目 次

はじめに	1
(1) 住宅・建築物の耐震化の必要性	1
(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正	1
(3) 「勝山市建築物耐震改修促進計画」の位置付け	2
(4) 「勝山市建築物耐震改修促進計画」の改定	2
第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	3
(1) 想定される地震の規模・人的被害・建物被害の状況	3
(2) 耐震化の現状と目標	4
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	11
(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	11
(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	11
(3) 地震時に通行を確保すべき道路の指定及び沿道建築物の耐震化	12
(4) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備	12
(5) 地震時の総合的な安全対策	12
第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	14
(1) 想定地震における震度分布の予測	14
(2) 相談体制の整備・情報の充実	14
(3) パンフレット等の活用	14
(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導	15
(5) 自治会等との連携	15
(6) 耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップ	15
(7) 住宅の所有者に対する直接的な普及啓発	15
第4章 耐震改修法等による指導等に関する事項	15
第5章 その他の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	15

はじめに

(1) 住宅・建築物の耐震化の必要性

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、全体で6,434人の尊い命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

このような甚大な被害が生じたのは、倒壊した住宅・建築物の多くが昭和56年以前に建築されたものであり、昭和56年6月から施行されている改正建築基準法による新耐震基準には適合しないものであったことが要因とされています。

その後も、平成16年10月の新潟県中越地震や平成17年3月の福岡県西方沖地震などの大規模な地震が頻発するなど、多くの被害をもたらすような大規模地震はいつでも発生してもおかしくない状況にあるといえます。

このような経緯から、平成17年9月に国の中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針において、建築物の耐震改修は、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」に位置付けられました。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正

阪神・淡路大震災を教訓に、平成7年10月に建築物の地震に対する安全性の向上を目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。

平成17年には、これまで地震発生の空白地帯とされていた九州の北部地域で、福岡県西方沖地震が発生し大きな被害が生じるなど、大規模地震がいつでも発生してもおかしくない状況を踏まえ、建築物の耐震改修を緊急に促進するため、平成17年11月に耐震改修促進法の改正が行われ、平成18年1月から施行されました。この改正により、各都道府県には耐震改修促進計画の策定が義務付けられました。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により甚大な被害をもたらしました。その後の平成25年5月に耐震化をより促進するため、耐震改修促進法の改正が行われ、平成25年11月から施行されました。前回到引き続き国の基本的な方針が示されています。

この改正では、全ての既存耐震不適格建築物において耐震診断と必要に応じた耐震改修に努めることが規定され、防災拠点となる建築物や避難路沿道の建築物については、県や市町が耐震診断の義務付けを行うことができるなど、建築物の耐震改修を促進する取組みが強化されました。さらに、不特定多数の者や避難弱者が利用する一定規模以上の大規模建築物には、平成27年12月31日までに耐震診断を実施し所管行政庁へ診断結果を報告することが義務付けられました。

(3) 「勝山市建築物耐震改修促進計画」の位置付け

福井県では、大地震の発生による人的及び経済的被害の軽減を目的として「福井県建築物耐震改修促進計画」(平成18年12月)が策定されました。勝山市においても、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年10月27日法律第123号、以下「法」という。)第6条に基づき、市内における住宅・建築物の耐震診断および耐震改修を促進する施策等を推進するため、「勝山市建築物耐震改修促進計画」を定め、人的および経済的被害の軽減を図ります。

大地震発生の可能性が高まり、地震対策の重要性が増す中、勝山市においても市内の住宅・建築物の耐震化を推進し、地震災害に強いまちづくりを目指していきます。

本促進計画は、その対策を具体的に推進するため、建築物の耐震化の目標や耐震化を促進する施策等の内容を定めています。

(4) 「勝山市建築物耐震改修促進計画」の改定

市では耐震改修促進法の改正やこれまでの建築物の耐震化の状況を踏まえ、勝山市建築物耐震改修促進計画を改定し、計画期間を令和7年度まで5年間延長して引き続き耐震化の促進に取り組むことにより、大規模地震に対する市民の安全・安心の確保に努めていきます。

(経過)

平成20年6月 策定

平成28年4月 改定

第1章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

(1) 想定される地震の規模・人的被害・建物被害の状況

平成18年12月策定の「福井県建築物耐震改修促進計画」では、「福井県地震被害予測調査報告書」（平成9年3月作成）により、福井県において予想される大規模地震として、昭和23年6月28日に発生した直下型の福井地震（マグニチュード7.1）と同規模の地震を想定していることから、本促進計画では本市の被害規模についても福井地震断層が活動した場合を想定します。

① 地震の規模

「福井県地震被害予測調査報告書」において作成された「震度分布図」によると想定地震では本市においては最大、震度6弱と想定されています。

② 人的被害及び建物被害

想定地震による本市の人的被害、建物被害の予測（冬季の夕方）は表1-1のとおり、人的被害は死者14人、負傷者168人となっており、建物及び付帯施設の建物被害では、全壊621棟、半壊813棟と予測されています。

特別豪雪地域に指定されている本市にとって、積雪時である冬季の夕方には春秋に比べ、被害は増大すると予測されています。

大規模地震はいつどこで発生してもおかしくない状況を考えると、人的および経済的被害の軽減を図るためには、早期にかつ計画的に建築物の耐震化を進めていくことが重要となります。

表1-1 想定される被害の状況（嶺北地域：福井平野東縁断層帯）

項 目		被 害 予 測 結 果			
		県全体	勝山市	本市の割合	
人的被害	死 者	1,755人	14人	0.8%	
	負 傷 者	8,421人	168人	2.0%	
建物被害	木造建物	全 壊	26,959棟	620棟	2.3%
		半 壊	36,715棟	807棟	2.2%
	非木造建物	全 壊	3,058棟	1棟	0.03%
		半 壊	5,516棟	6棟	0.1%

（資料：福井県地震被害予測調査報告書 平成27年3月作成）

(2) 耐震化の現状と目標

① 住宅

本市の課税台帳、建築確認申請数等に基づき、住宅戸数の推移を集計し、昭和55年度以前の住宅のうち耐震性有りと判断する国の基準を適用して推計すると、本市の住宅の耐震化の状況は表1-2のとおり、住宅9,614戸のうち、耐震性がある住宅は6,121戸で耐震化率は63.7%と推計されます。

大規模地震時の人的および経済的被害の軽減を図るため、日常生活の場である住宅の耐震化を図ることが重要であり、県にて設定している目標は令和7年度末に90%とすることを基本方針としています。

本市においては住宅の耐震化率の現状が低水準にあることから、県の設定している目標値である90%を長期的な目標値とし、本促進計画では住宅の耐震化率の向上にむけた耐震改修等の普及・啓発を推進することとします。

表1-2 住宅の耐震化の状況 (令和2年10月状況 単位：戸)

区分	住宅 総数 ①	昭和55年度以前 の住宅 ②	昭和56年度 以降の住宅 ④	耐震性有 の住宅数 ⑤ (③+④)	耐震化率 (%) ⑤/①
		うち耐震性 有 ③			
木造	8,843	5,044	3,799	5,494	62.1
		1,695			
非木造	771	223	548	627	81.3
		79			
合計	9,614	5,267	4,347	6,121	63.7
		1,774			

※国の耐震化率の算出方法により推計されたデータを含む

② 特定建築物

本促進計画では、特定建築物を以下のように分類して整理しています。

(a) 多数の者が利用する特定建築物

一定規模以上の学校、体育館、病院、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等（耐震改修促進法第14条第1号に定める建築物）

(ア) 災害時の拠点となる建築物

一定規模以上の庁舎、警察署、消防署、幼稚園、学校、病院、診療所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、体育館等

(イ) 不特定多数の者が利用する建築物

一定規模以上の百貨店、飲食店、ホテル、旅館、遊技場、博物館等

(ウ) 特定多数の者が利用する建築物

一定規模以上の賃貸住宅、寄宿舎、下宿、事務所、工場等

(b) 危険物関係特定建築物

一定規模以上の危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第14条第2号に定める建築物）

(c) 緊急輸送道路沿道特定建築物

地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が勝山市建築物耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物

大規模地震が発生した際に、人的及び経済被害を軽減するため、特定建築物の耐震化を図ることは重要であり、中でも多数の者が利用する特定建築物の耐震化を図ることが非常に重要になります。

市内にある多数の者が利用する特定建築物の耐震化の状況は表1-3-1のとおり、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は92.3%と推計されます。そのうち、庁舎や小・中学校の体育館等の災害時の拠点・避難施設となる建築物の耐震化率は98.1%、ホテル等の不特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は92.3%と推計されます。また、賃貸住宅等の特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は84.2%と推計されます。

多数の者が利用する特定建築物について、県にて設定している目標は、耐震化率を令和7年度末に95%とすることを基本方針としています。

本市においても、県の設定している目標値である95%を長期的な目標値とします。

表 1-3-1 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の状況 (令和2年度末状況 単位:棟)

区 分	建築物用途	建築物 総数 ①	S56.5月以前 の建築物 ②	S56.6月以 降の建築物 ④	耐震性有 建築物数 ⑤ (③+④)	耐震化率 (%) ⑤/①
			うち耐震 性有 ③			
ア災害時 の拠点・ 避難施設 となる建 築物	庁舎、消防署、 小中学校、 病院、体育館等 幼稚園 保育園 児童福祉施設	53	24	29	52	98.1
			23			
イ不特定 多数の者 が利用す る建築物	物販店 百貨店 ホテル・旅館 博物館、図書館 温泉センター	13	1	12	12	92.3
			0			
ウ特定多 数の者が 利用する 建築物	賃貸住宅 (共同住宅) 寄 宿 舎 事 務 所、工場等	38	17	21	32	84.2
			11			
計		104	42	62	96	92.3
			34			

ア) 市有特定建築物

特定建築物のうち、市有特定建築物の耐震化率は表1-3-2のとおり、100%となっています。

表1-3-2 市有特定建築物の耐震化の状況 (令和2年度末状況 単位：棟)

区 分	建築物 総数①	S56.5月以前の 建築物 ②	S56.6月 以降の 建築物 ④	耐震性有 建築物数 ⑤ (③+④)	耐震化率 (%) ⑤/①
		うち 耐震性有③			
ア災害時の拠点・避難施設となる建築物	25	16 16	9	25	100
イ不特定多数の者が利用する建築物	2	0 0	2	2	100
ウ特定多数の者が利用する建築物	7	4 4	3	7	100
一定規模以上の危険物の貯蔵場または処理場	2	0 0	2	2	100
計	36	20 20	16	36	100

イ) 民間特定建築物

特定建築物のうち、公共の特定建築物以外の民間特定建築物の耐震化率は表1-3-3のとおり、86.8%と推計されます。そのうち、災害時の拠点・避難施設となる建築物の耐震化率は95.0%、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は90.0%、共同住宅等の特定多数の者が利用する建築物の耐震化率80.6%と推計されます。

なお、民間特定建築物の耐震化率を算出するに当たっては、旧耐震基準により建築された建築物について、国の耐震化率の算出方法により推計しています。

表1-3-3 民間特定建築物の耐震化の状況 (単位：棟)

区 分	建築物 総数 ①	S56.5月以前の 建築物 ②	S56.6月 以降の 建築物 ④	耐震性有 建築物数 ⑤ (③+④)	耐震化率 (%) ⑤/①
		うち 耐震性有③			
ア災害時の拠点・避難施設となる建築物	20	3 2	17	19	95.0
イ不特定多数の者が利用する建築物	10	1 0	9	9	90.0
ウ特定多数の者が利用する建築物	31	13 7	18	25	80.6
計	61	17 9	44	53	86.8

ウ) 国、県の特定建築物

表 1-3-4 国、県有特定建築物の耐震化の状況

(単位：棟)

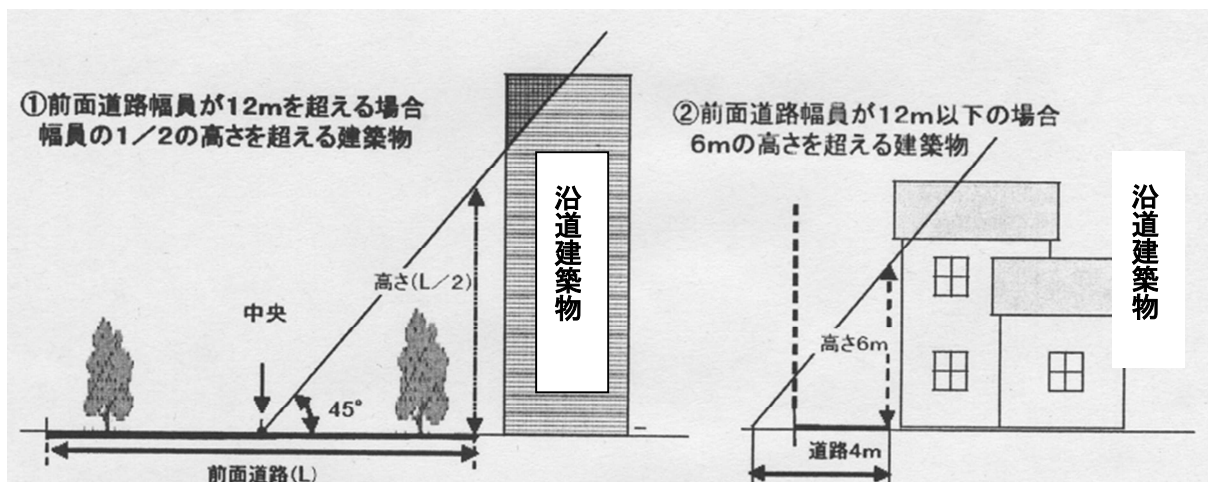
区 分	建築物 総 数 ①	S56.5 月以前の 建築物 ②	S56.6 月 以降の 建築物 ④	耐震性有 建築物数 ⑤ (③+④)	耐震化率 (%) ⑤/①
		うち 耐震性有③			
ア災害時の拠点・避難施設となる建築物	8	5	3	8	100
		5			
イ不特定多数の者が利用する建築物	1	0	1	1	100
		0			
計	9	5	4	9	100

エ) 緊急輸送道路沿道特定建築物

緊急輸送道路沿道特定建築物は、地震によって倒壊した場合において敷地に隣接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、敷地が県、市の促進計画に記載された道路に接する建築物（以下「緊急輸送道路沿道特定建築物」という。）と規定されています。県の指定する第1次、第2次の緊急輸送道路の他に、第1次及び第2次緊急輸送道路と防災拠点を結ぶ第3次緊急輸送道路を別に定め（資料）、平成27年度までに旧耐震基準で建築された緊急輸送道路沿道特定建築物の耐震化を推進します。

なお、緊急輸送道路沿道特定建築物とは、図1-1に示すように地震によって倒壊した場合に全面道路の1/2を超え、道路を閉塞するおそれがある建築物を指します。

図1-1 地震によって倒壊した場合において敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な非難を困難とするおそれがある建築物のイメージ



特定建築物の一覧

区 分	用 途	規模要件
多数の者が利用する 特定建築物	幼稚園、保育園	階数 2 以上かつ 500 m ² 以上
	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、 盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数 2 以上かつ 1000 m ² 以上
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1000 m ² 以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
	第 2 号以外の学校 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの	階数 3 以上かつ 1000 m ² 以上
	病院、診療所、劇場、観覧場、映画館、演芸場 集会場、公会場、展示場、卸売市場 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ホテル、旅館、賃貸住宅（共同住宅）、寄宿舍、下宿 事務所、博物館、美術館、図書館、遊技場、公衆浴場 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンス ホールその他これらに類するもの	
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類する サービス業を営む店舗、工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停車又は駐車のための施設	
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な施設		
体育館（一般公共の用に供するもの）		
危険物関係 特定建築物	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 （石油類を除く）	
緊急輸送 道路沿道 特定建築物	地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が勝山市建築物耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物

③ 市有建築物の耐震化率の目標

市の所有する建築物のうち、庁舎、学校・体育館等、図書館等、市営住宅、その他の主要施設の耐震化率は表1-4のとおり100%となっています。

市有施設は、地震時の拠点・避難施設となっているものが多く、その安全性の確保が必要であることから、優先的に耐震化に努めることとし、令和2年度末の耐震化率を95%以上とすることを目標にしてきました。令和2年度末の耐震化率は100%で目標を達成しております。

今後、建築物の統廃合や少子化・人口減少等の社会情勢の変化に対応した機能集約に伴い、建築物の使用形態・活用方法を見直しを図る場合等においては、実態に即した建築物の耐震化を実施します。

表1-4 市有建築物の耐震化の状況（100㎡以上の建築物）（単位：棟）

用途	建築物 総数 ①	S56.5月以前 の建築物 ②	S56.6月 以降の 建築物 ④	耐震性有 建築物数 ⑤ (③+④)	耐震化率 (%) ⑤/①
		うち 耐震性有③			
ア災害時の拠点となる建築物 (庁舎、学校・体育館等)	80	47 47	33	80	100
イ不特定多数の者が利用する 建築物(図書館, ホテル, 温泉)	16	3 3	13	16	100
ウ特定多数の者が利用する建 築物(市営住宅, 事務事業所等)	8	4 4	4	8	100
その他の主要な施設	20	4 4	16	20	100
計	124	58 58	66	124	100

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。市は、こうした所有者等の取組を可能な限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備等の必要な施策を講じ、耐震診断及び耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とします。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

市民に対して、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性についての普及・啓発に努め、建築物の耐震診断及び耐震改修等を実施する市民を支援する制度の創設に努めます。

住宅、特定建築物に係る耐震診断・耐震改修等に対する支援制度の概要を表2-1に示します。

表2-1 耐震診断および耐震改修の促進を図るための主な支援策

	支援制度の名称	度の概要	制度主体
住 宅	木造住宅耐震化促進事業(耐震診断等)	木造住宅の耐震診断および補強プランの支援	国縣市
	木造住宅耐震改修促進事業	木造住宅の耐震改修の支援	国縣市
	木造住宅耐震改修促進事業(伝統的な古民家の耐震改修)	伝統的な古民家の耐震改修の支援	国縣市
建 築 物	住宅・建築物安全ストック形成事業	旧耐震基準により建築された私立学校、幼稚園、社会福祉施設、障害者施設、保育所の耐震診断の支援	国県
	医療提供体制施設整備交付金	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る災害拠点病院、二次救急医療機関(病院)、精神科病院等	国県

(3) 地震時に通行を確保すべき道路の指定及び沿道建築物の耐震化

地震発生後の緊急車両の通行の確保のため、倒壊により道路閉塞のおそれのある沿道建築物の耐震化を図ることは非常に重要であります。

県の防災計画において、被災後、直ちに輸送機能の確保が必要であると示されていることから、「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」によって、第1次および第2次緊急輸送道路が定められています。このため、沿道の特定建築物の耐震化を促進します。

(4) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

県では建築士等を対象とした耐震診断講習会を開催し、耐震診断を行う技術者を養成し、福井県木造住宅耐震診断士として登録されています。現在、奥越地区には9名の耐震診断士が登録されており、今後も引き続き、耐震診断士の確保を図るなかで市民が安心して相談や改修を依頼できるような環境の整備を図ります。

(5) 地震時の総合的な安全対策

① 窓ガラス、天井、外壁等の落下物対策

近年の大規模地震の発生に伴い、建築物の窓ガラスの飛散、大規模空間を有する建築物の天井崩落、外装材等の剥離、看板等の工作物の破損落下による二次的被害が発生しており、地震時における安全性の確保が重要な課題となっています。そのため、被害防止の観点から、それら建築物を調査するとともに、建築物の所有者に必要な対策を講ずるよう指導していきます。今後も日頃の点検の重要性を啓発し、必要な場合は点検・改修などの指導も検討します。

② ブロック塀、石塀等の安全対策

近年の大規模地震の発生に伴い、ブロック塀等の倒壊による人的被害が発生しており、重点的に安全対策を実施すべき避難路として市内の小学校及び中学校の指定通学路、勝山市建築物耐震改修促進計画に記載する緊急輸送道路を含む建築基準法第42条に規定する道路を位置づけ、通学路等の避難路沿いにある危険なブロック塀等の撤去・改修を促進します。

③ 家具の転倒防止策の推進

建築物内のタンス、食器棚、書棚等の地震時における転倒、移動の防止対策について、広報誌等により情報提供していきます。

④ 積雪期の地震被害軽減

本市は特別豪雪地帯に指定されており、積雪期に大地震が発生すると屋根雪の積雪荷重が建物（構造）に影響し、家屋倒壊や落雪による人身被事故等の大きな被害が発生すると予測されます。

その被害を軽減するため、屋根融雪設備を設置する融雪型、構造耐力を高めた耐雪型による住宅の克雪化整備を促進します。

⑤ 地震発生時の対応

地震により建築物等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、判定実施本部を設置し、県と連携して応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じます。これにより、人命に係わる二次的被害が発生しないよう、建築物の使用者等への注意喚起を目的とした「危険(赤)」「要注意(黄色)」「調査済(緑)」のステッカーを貼り付けし、応急危険度の判定を実施します。

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 想定地震における震度分布の予測

平成8年度に作成された「福井県地震被害予測調査報告書」において、福井地震断層が活動した場合を想定した地震による震度分布図が想定されています。また、内閣府にて公表されている「地表地盤のゆれやすさマップ」を活用し、市民へ情報提供を行うことにより、地震に対する注意を喚起し、安全性の向上に関する知識の普及を図ります。

(2) 相談体制の整備・情報の充実

市では建築営繕課を建築相談窓口として専門家診断の申込みや各種補助制度の申請のほか、住民からの建築相談に応じています。なお、災害対策の相談については防災担当課と連携をとって応じることにします。

(3) パンフレット等の活用

住宅の耐震改修等に関する意識啓発を図ることを目的に、国、県にて作成された各種パンフレットを活用し、市民に情報提供を実施し、耐震改修の普及啓発を図ります。

表3-1 パンフレット等の一覧

名称	内容	備考
あなたが守る家族の安全	耐震改修の普及啓発	H17 に県内全戸に配布済
わが家の耐震診断と補強方法	耐震改修の普及啓発	H7 に土木事務所、市町および建築関係団体に配備済
住まいの履歴書	住宅の維持保全の普及啓発	H18 に県内全戸に配布済
あなたが住まいの主人公	木造住宅耐震診断促進事業の普及啓発 (H17～19 年度事業)	H15～18 に土木事務所、市町および建築関係団体に配備済
木造住宅耐震補強事例集	耐震改修の普及啓発	H19 に土木事務所、市町および建築関係団体に配備済

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

市では、建築営繕課においてリフォームに関する相談時等を活用し、リフォームにあわせた耐震改修の重要性を説明し、意識啓発を図ります。

(5) 自治会等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」ことであり、地域が連携して地震対策を講じることが重要です。市内の各自治会では自主防災組織（自衛消防組織）があり、その防災組織と連携した防災活動を実施するなど地域住民の意識啓発に努めます。

(6) 耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップ

過去に木造住宅の耐震診断を実施したが、必要な耐震改修を行っていない所有者等に、県と連携して補助事業のチラシや現場見学会の案内を送付するなど、フォローアップを実施します。

(7) 住宅の所有者に対する直接的な普及啓発

本計画における住宅の耐震化率の目標達成に向け、住宅の耐震化をより一層推進していくため、勝山市耐震化緊急促進アクションプログラムを策定する。毎年度、耐震化促進事業の具体的な取り組みと支援目標を設定し、その実施・達成状況を把握、検証、公表し、対策を進める。

第4章 耐震改修法等による指導等に関する事項

耐震改修促進法等による指導等

耐震改修促進法に定める特定建築物の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じて当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければなりません。市では、法に基づき、特定建築物の所有者に対して建築指導行政を所管する県と連携を図り、指導等に努めます。

第5章 その他の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

本計画は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、必要に応じて見直しを行います。

資料編

<関係法律等>

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正の概要・・・・・・・・・・ 1
- (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の概要・・・・・・・・ 2
- (3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (4) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令・・・・・・・・・・・・ 1 2
- (5) 建築基準法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9
- (6) 建築基準法施行令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 9

<参考資料>

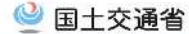
- (1) 避難施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 0
- (2) 震度分布図（福井地震）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2
- (3) 地層地盤のゆれやすさマップ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3
- (4) 緊急輸送道路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4

<関係法律等>

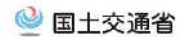
(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正の概要

建築物の耐震改修の促進に関する法律の概要

平成7年12月25日施行
平成18年1月26日改正法施行
平成25年11月25日改正法施行
平成27年1月1日改正政令施行

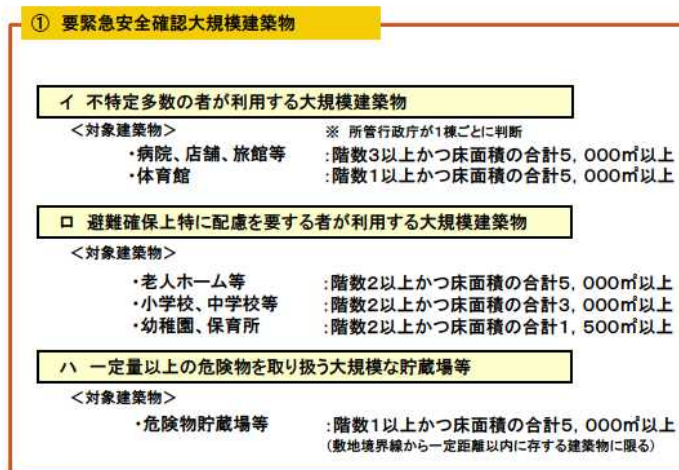


耐震改修促進法の改正の概要(施行:平成25年11月25日)



(1) 耐震診断の義務付け・結果の公表

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等について、耐震診断の実施とその結果の報告を義務付け、所管行政庁において当該結果の公表を行う。



(2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の概要

(平成30年国土交通省告示第1381号)

基本方針の概要

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

- 住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠。国及び地方公共団体はこうした取組をできる限り支援。
- 公共建築物については災害時の機能確保の観点からも強力に耐震化。
- 所管行政庁は建築物の区分に応じ必要な措置を適切に実施。耐震診断義務付け対象建築物について、耐震診断の実施及び報告の義務について確実に実施。
- 所管行政庁は、すべての特定建築物に対して指導・助言を実施（するよう努める）。また、指導に従わない建築物については指示を行い、指示にも従わない場合はその旨を公表。さらに、著しく危険性が高い建築物については建築基準法に基づく勧告や命令を実施。
- 所管行政庁は建築物の耐震改修計画や安全性に係る認定の適切かつ速やかな実施に努める。
- 地方公共団体は耐震診断及び耐震改修に要する所有者等の費用負担の軽減を図るため、助成制度等の整備に努める。
- 相談窓口を設置するなど相談体制の整備及び情報提供の充実。
- 専門家・事業者の育成、資質の向上を図る。
- 地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会による地震防災対策への取組を推進
- ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策等についても推進。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

- 住宅の耐震化率及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95%にするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅、耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消することを目標。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

- 既存の建築物について技術指針事項に基づいて現行耐震関係規定に適合しているかどうか調査し、必要な改修を行うことが基本。

4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

- 地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発及び知識の普及を推進。

5 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

- 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項
- 都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定。
- 耐震改修等の目標を策定。特に庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の速やかな実施及び結果の公表に取り組むとともに耐震化の目標を設定。
- 地震発生時に通行を確保すべき道路として、災害時の拠点施設を連絡する道路など、重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべき。

- 詳細な地震防災マップの作成、相談窓口の設置、パンフレットの配布、情報提供、講習会の開催、啓発及び知識の普及、町内会等との連携策等について記載。
- 建築基準法の規定による勧告・命令等の実施。
- 全ての市町村において耐震改修促進計画を策定することが望ましい。都道府県耐震改修促進計画に基づき、地域固有の状況に配慮して作成。

(3) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年10月27日法律第123号）

建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合

当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者がいるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地

域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合
当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物
同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）
同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく、当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通

省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対

- し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。
- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
 - 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
 - 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)
- 第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

- 第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 建築物の位置
 - 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
 - 三 建築物の耐震改修の事業の内容
 - 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
 - 五 その他国土交通省令で定める事項
 - 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。
 - 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。

- 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号 に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号 に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くなるものではないものであること。
- 四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二 に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。
- （1） 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に 適合していること。
- （2） 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土 交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
- 五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第八項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建蔽率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
- ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。
- 4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
- 5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。
- 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
- 二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。
- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。
- 10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

- 第二十二條 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。
- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

- 4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

(区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定)

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有者等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項 に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項 の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条 の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項 の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項 に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項 の規定の適用については、同項 中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項 ただし書の規定は、適用しない。

附 則 抄

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
- 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

- 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

(4) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年12月22日政令第429号）

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）

内閣は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二条、第四条第一項 から第三項 まで及び第十条 の規定に基づき、この政令を制定する。

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項 の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条 第一項第四号 に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第二条第三項 ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項 の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項 の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号 に規定する延べ面積をいう。）が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条（同法第八十七条第二項 及び第三項 において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法 以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第二条 法第五条第三項第一号 の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第四号 に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号 に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項 に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第二条第三項 に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

- 六 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第二項 に規定する水道事業又は同条第四項 に規定する水道用水供給事業の用に供する施設
- 七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号 に規定する公共下水道又は同条第四号 に規定する流域下水道の用に供する施設
- 八 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第二項 に規定する熱供給事業の用に供する施設
- 九 火葬場
- 十 汚物処理場
- 十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第五条第一項 に規定するごみ処理施設
- 十二 廃棄物処理法施行令第七条第一号 から第十三号の二 までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）
- 十三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項 に規定する鉄道事業の用に供する施設
- 十四 軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項 に規定する軌道の用に供する施設
- 十五 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号 イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設
- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項 に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第八項 に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項 に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条 に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号 に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項 に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号 に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの
(耐震不明建築物の要件)

第三条 法第五条第三項第一号 の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十八項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号 に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあっては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項 の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第三号 に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号 イに適合するもの

三 建築基準法施行令第三百三十七条の十二第一項 に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号 の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）

イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不相当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第五条 所管行政庁は、法第十三条第一項 の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第七条 の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第十三条第一項 の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第六条 法第十四条第一号 の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 診療所

三 映画館又は演芸場

四 公会堂

五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

六 ホテル又は旅館

七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿

八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

十 博物館、美術館又は図書館

十一 遊技場

十二 公衆浴場

- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十五 工場
 - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 - 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル
 - 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
 - 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル
 - 四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル
- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号 の政令で定める規模は、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。
- （危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）
- 第七条 法第十四条第二号 の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。
- 一 消防法（昭和三十二年法律第八十六号）第二条第七項 に規定する危険物（石油類を除く。）
 - 二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法（昭和三十五年法律第三百三号）第二条第一項 に規定する毒物又は同条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第十四条第二号 の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 十トン
 - ロ 爆薬 五トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個
 - ニ 銃用雷管 五百万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 五万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン

- チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
- 二 消防法第二条第七項 に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量
- 三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
- 四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
- 五 マッチ 三百マッチトン
- 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
- 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
- 八 液化ガス 二千トン
- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項 に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
- 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。
- （所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）
- 第八条 法第十五条第二項 の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。
- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第十四条第二号 に掲げる建築物

- 2 法第十五条第二項 の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。）床面積の合計二千平方メートル
 - 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
 - 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
 - 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項 の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。（特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査）
- 第九条 所管行政庁は、法第十五条第四項 の規定により、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号 に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第十五条第四項 の規定により、その職員に、前条第一項の特定既存耐震不適格建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの及び法第十五条第二項第四号 に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

附 則 抄

（地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件）

- 第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
- 一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第十九号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれ大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあっては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。
 - 二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。
 - イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。）階数三及び床面積の合計五千平方メートル
 - ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル
 - ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数二及び床面積の合計五千平方メートル
 - ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル

ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル

ヘ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル

三 第三条に規定する建築物であること。

2 前項第二号イからホまでのうち二以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第三号に掲げる要件のほか、同項第二号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

(要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査)

第三条 第五条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第十三条第一項」とあるのは「法附則第三条第三項において準用する法第十三条第一項」と、同条第一項中「法第七条」とあるのは「法附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

(5) 建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）

建築基準法（抜粋）

（保安上危険な建築物等に対する措置）

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

(6) 建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号）

建築基準法施行令（抜粋）

第三節の六 勧告の対象となる建築物

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 法別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が三以上でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの

二 事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるもの

避 難 施 設

拠点避難施設

	施設名	対象地区	所在地	備考
1	平泉寺小学校（体育館）	平泉寺地区	平泉寺164-12	
2	林業者健康トレーニングセンター	猪野瀬地区（片瀬、片瀬町を除く）	毛屋町1408	
3	成器南小学校（体育館）	立川町、元町2丁目、元町3丁目	元町3丁目10-38	
4	勝山南部中学校（体育館）	旭町、旭毛屋町、（片瀬、片瀬町）	旭町3丁目5-4	片瀬、片瀬町は土砂災害時のみ
5	市民交流センター	片瀬、片瀬町	片瀬町1丁目402	地震災害時にのみ開設
6	成器西小学校（体育館）	昭和町、沢町1丁目、沢町2丁目	昭和町1丁目6-81	
7	勝山市教育会館	本町、元町1丁目	元町1丁目5-16	状況により救援部宿舎とする
8	村岡小学校（体育館）	五本寺、黒原、栃神谷、暮見、寺尾、浄土寺、長山町、郡町（ハイパスから北）	郡町2丁目9-1	
9	勝山中部中学校（体育館）	滝波町1～4丁目、郡町1、2丁目、芳野町、栄町	郡町1丁目3-34	
10	生涯学習センター「友楽喜」	滝波町5丁目、郡町3丁目	郡町3丁目415	
11	北谷町コミュニティセンター	北谷地区	河合26-2-1	
12	野向小学校（体育館）	野向地区	竜谷50-9	
13	荒土小学校（体育館）	別所、細野口、北新在家、松田、田名部、清水島、布市、細野、北宮地	伊波2-28	
14	B & G勝山海洋センター	松ヶ崎、新保	新保8-101	
15	北部中学校（体育館）	堀名中清水、西妙金島、妙金島、伊波	伊波21-2	
16	北郷小学校（体育館）	北郷地区（西妙金島を除く）	東野13-25	
17	鹿谷小学校（体育館）	鹿谷地区	本郷34-1	
18	三室小学校（体育館）	三室地区	大袋40-67	
19	勝山市体育館ジオアリーナ	昭和町ほか	昭和町2丁目4-20	

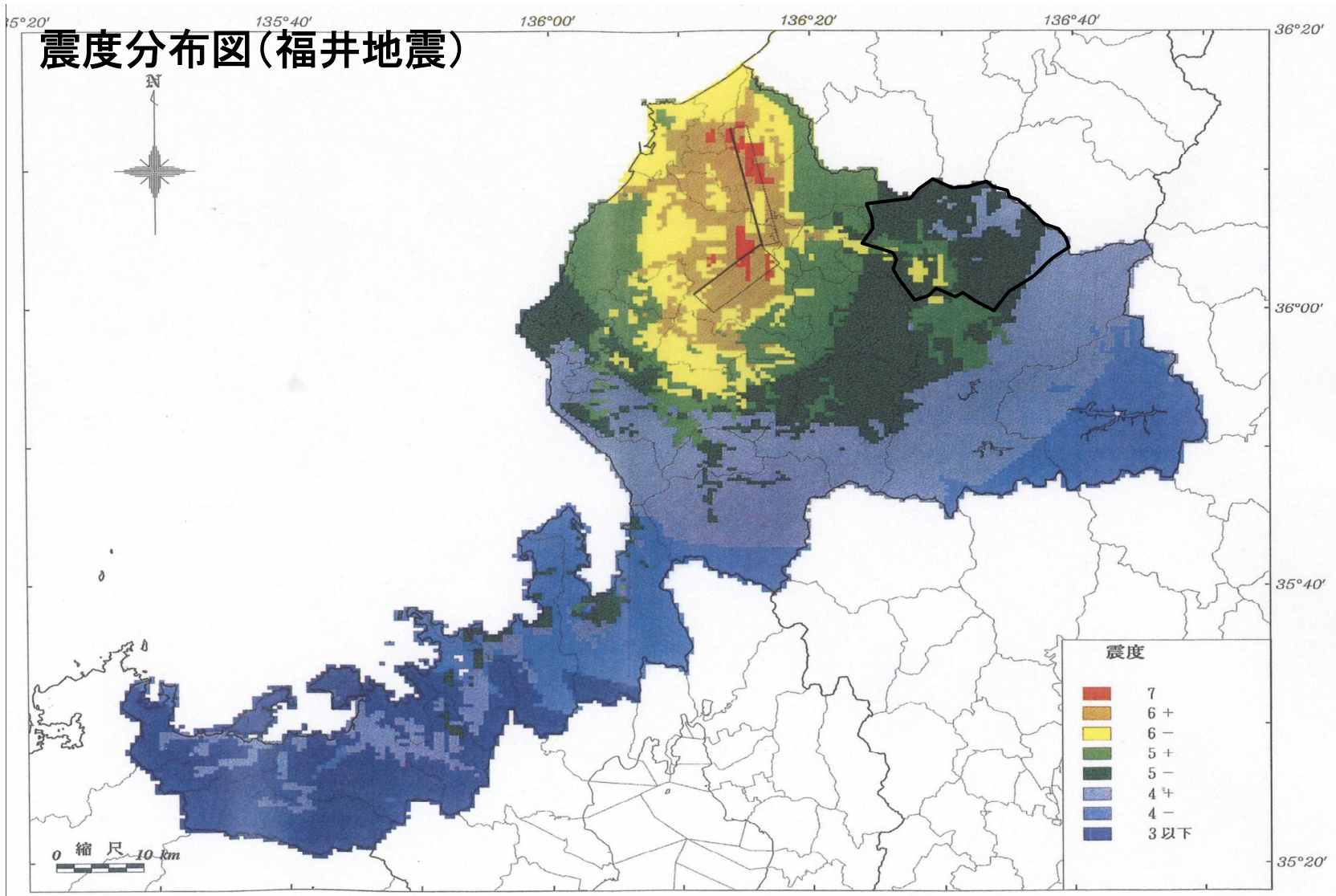
指定避難施設（予備施設）

	施設名	対象地区	所在地	備考
1	平泉寺児童館	平泉寺地区	平泉寺167-18	
2	野向児童館	野向地区	竜谷50-16	
3	荒土児童ホール	荒土地区	松田8-3	
4	鹿谷児童センター	鹿谷地区	本郷31-23	
5	遅羽児童館	遅羽地区	大袋48-55	
6	かつやま子どもの村小・中学校	北谷地区	河合5-3	
7	勝山市民会館	勝山地区	元町1丁目5-16	状況により救援部宿舎とする
8	道の駅「恐竜溪谷かつやま」	定めなし	荒土町松ヶ崎1-17	

福祉避難施設

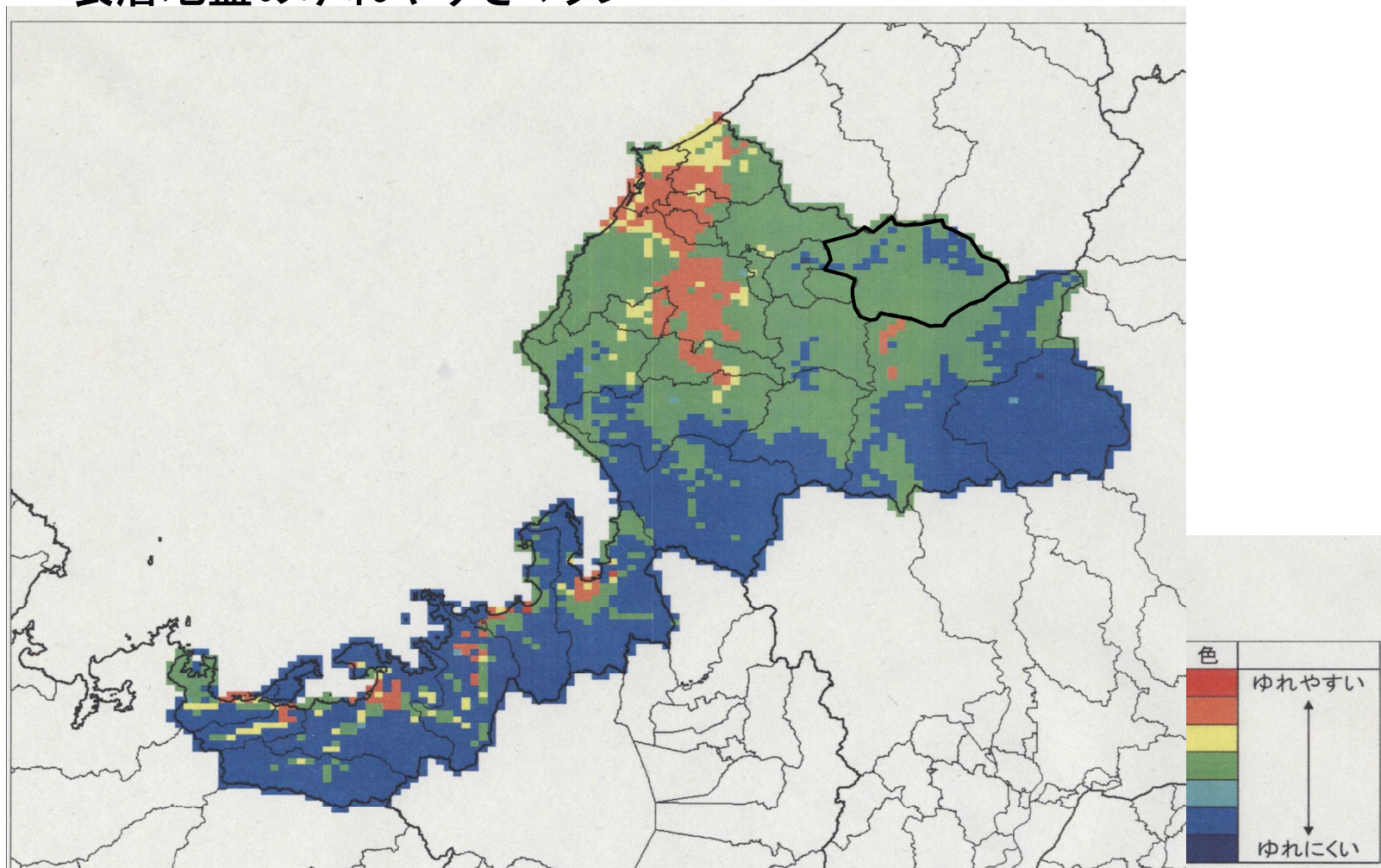
	施設名	対象地区	所在地	備考
1	福祉健康センター「すこやか」	要配慮者の福祉避難所	郡町1丁目1-50	
2	勝山市体育館ジオアリーナ	要配慮者の福祉避難所	昭和町2丁目4-20	

震度分布図(福井地震)

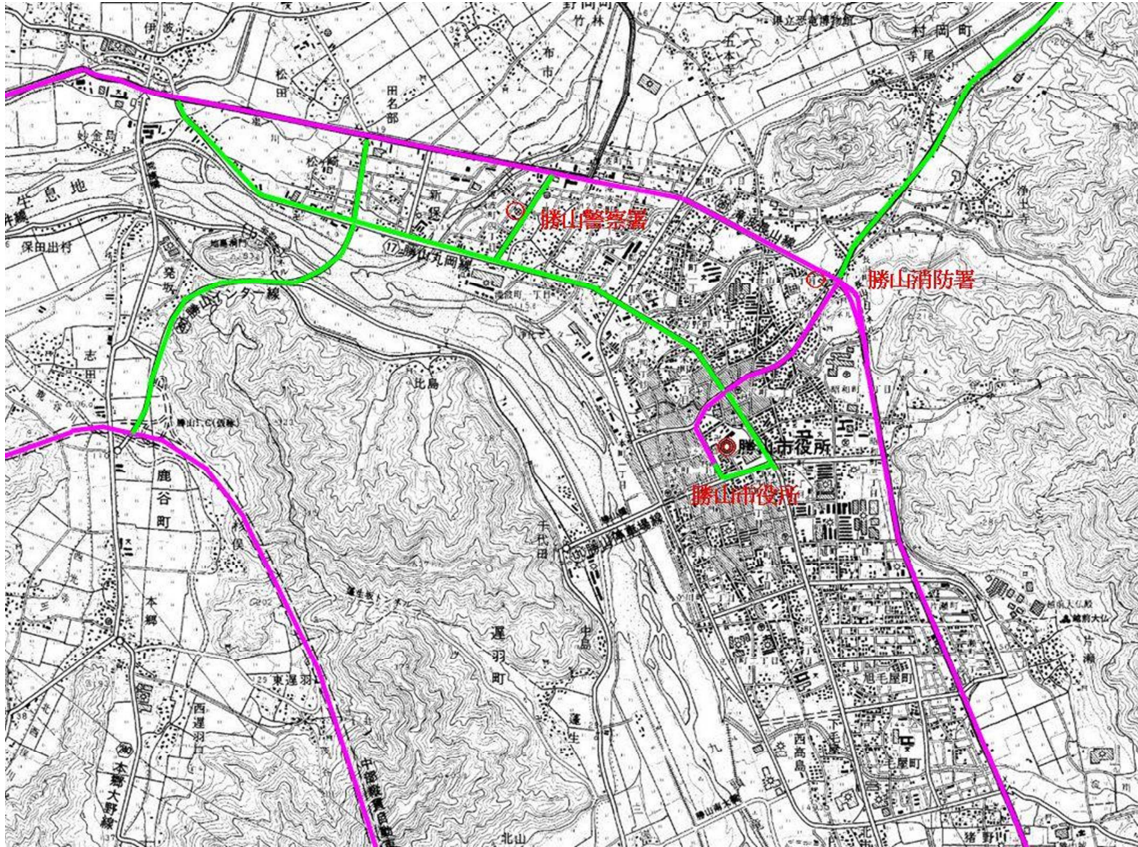


表層地盤のゆれやすさマップ

-23-



緊急輸送道路



第1次緊急輸送道路

中部縦貫自動車道

一般国道 157号、416号

一般県道 滝波長山線

一般県道 勝山停車場線

市道 7-165号線



第2次緊急輸送道路

一般国道 157号

主要地方道 勝山丸岡線

一般県道 勝山インター線

市道 7-165号線、7-189号線、6-9号線

勝山市 建築営繕課

(平成20年6月策定)

(平成28年4月改定)

(令和 3年3月改定)

〒911-8501 勝山市元町1丁目1番1号

TEL 0779-88-8128

FAX 0779-88-8119

E-mail kenchiku@city.katsuyama.lg.jp

URL <http://www.city.katsuyama.fukui.jp/>